

令和4年度 忍地区 市民と市長のタウンミーティング

<開催概要>

1. 日時 令和4年6月15日(水曜日)午後6時30分～午後8時10分
2. 場所 忍・行田公民館ホール
3. 自治会出席者 28人
4. 市側出席者 市長、副市長、総合政策部長、建設部長、市民生活部長

<要望等回答一覧>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
1-1	<p><b>【自治会の合併について】</b> 隣接する自治会との合併の話が当自治会内でまとまりつつある。ついては、市の担当課と両自治会の役員で最終調整の場を設けてほしい旨を地域活動推進課に伝えてあるので、早期に設定してほしい。年度の途中でよいので、早く合併したい。 また、今年度、民生委員の改選で両自治会の中から1名選出することになっている。当自治会は半分以上が高齢者世帯のため選任が難しいので、早く合併したい。</p>	地域活動推進課	<p>両自治会の合併におきましては、貴自治会における認可地縁団体の解散に向けた手続き及び認可地縁団体の解散後の合併のスケジュール調整が必要であると認識しており、市としましても、認可地縁団体の解散に係る埼玉県との調整が完了する6月末までに、会議を実施してまいります。</p>
1-2	<p>No.1-1の回答だけを見ると、認可地縁団体は解散をしないと合併できないように見受けられる。どういうことか説明してほしい。</p>	地域活動推進課 (市民生活部長)	<p>自治会が地縁団体ということで認可されているが、地域や活動内容が変わってくるため、一度解散をして、新しい自治会として新たに認可を受ける必要があります。改めて地縁団体を作り直すというイメージです。市では、新たに地縁団体を作る手続きはこれまでもやってきましたが、解散の手続きというのはやったことがないため時間がかかっており、説明のための会議が遅れてしまい申し訳ありません。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
2	<p>【教育に対する市長の方針について】</p> <p>「浮き城先生」が廃止されてから数年経過したが、復活することはないのか。行田市独自の制度で大変良いことだと思っている。</p>	教育指導課	<p>「浮き城先生」の制度については、他市に先駆けて、少人数指導を目標に35人学級を実施してまいりました。しかしながら、近年は教職員の人材不足により、「浮き城先生」を募集しても、志願者が集まらず、良い人材の確保が難しい状況にあります。</p> <p>現在、埼玉県は小中学校学級編制において、小学3年生まで35人学級を実施しており、今年度は、小学4年生において弾力的な運用として、35人学級を選択できるものとしています。</p> <p>このように、本市が「浮き城先生」の制度を設けて実施していた時の教育が、埼玉県の教育施策により現在も進められています。</p>
3	<p>【すべてのことに対しシンプルに】</p> <p>今後人口減少が進んでいく中で、さまざまなことに対し縮小や統廃合をするなど、減らしていく必要があると思う。</p>	企画政策課	<p>少子高齢化の更なる進行等に伴い、本市の人口は今後も減少していくことが予測されることから、小中学校をはじめとした公共施設の再編成をはじめ、さまざまな事業のスリム化を図る一方で、昨年度からスタートした第6次行田市総合振興計画に位置付けた施策を着実に実施していくことで、市民が快適に暮らせる、持続可能な行田市を目指してまいります。</p>
4-1	<p>【防災行田での不明者の放送時の氏名の公表について】</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>①知り合いの人は真剣に探すので早く見つかる。</p> <p>②高齢社会になり認知症の人が増え、家族だけで抱える問題ではなく地域で支えなければならない。</p> <p>③普段から地域の人たちが気にかけて大事に至らないようになる。</p>	地域活動推進課	<p>防災行政無線で放送する所在不明者の情報につきましては、行田警察署と放送依頼者との間で協議され、当該警察署より市に放送依頼がされているところであり、市はその依頼に基づき、放送をしています。</p> <p>行田警察署に今回のご意見をお伝えしたところ、「ご家族や依頼人の意向を踏まえて市に放送依頼をしているところであり、今後ご家族の意向や状況によって行方不明者の氏名の公開も検討するなど、行方不明者の早期発見を目的に放送内容を精査してまいりたい」との見解でした。</p> <p>今後とも、皆様のご意見を踏まえ、行田警察署と協議してまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
4-2	<p>No.4 - 1の回答に「警察署と協議」とあるが、文面からは市の主体性が感じられない。防災行政無線の主体は市ではないのか。毎日定時放送のように放送をしている、まるでお経のように同じことを流すのではなく、放送基準のようなものを打ち立てて、大切なことをしっかりと流すという姿勢でやっていただきたい。</p>	<p>地域活動推進課  (市民生活部長)</p>	<p>尋ね人等の放送については、ご家族など依頼人が市役所に相談するのではなく警察署に相談に行くものです。警察はパトロールなどを行って探しますが、見つからない場合は家族と相談した上で防災行政無線で呼び掛けましょうということになり、警察から市へ依頼があります。市としましては警察から連絡が来るまでは全く情報がなく、警察からの依頼を受けて防災行政無線で流すものとなっています。恐らく、個人情報に関するものなどは極力出したくないというご家族も多いとは思いますが、地域の方々の「本気で探したい」という思いや他自治体の事例を改めて行田警察署に伝えてまいります。</p>
4-3	<p>所在不明者の情報は氏名を公表した方が良いと思う。警察に対してその必要性を説得してほしい。家族などの意向もあるかと思うが、さいたま市では氏名を出しているのので、本市でもまずは実例を作ることでそれに皆さんが続いていくものとする。</p>		
5	<p><b>【衛生協会の文書の配布について】</b> 衛生協会の配布文書を、衛生協会会長ではなく自治会長に配布してほしい。 &lt;理由&gt; ①自治会配布文書と一緒に配布したほうが合理的である。 ②市は経費節減になる。</p>	<p>環境課</p>	<p>自治会と衛生協会は別団体であることから、衛生協会の配布文書につきましては、原則として衛生協会会長宛てに送付し、各世帯への配布を依頼しています。 各地区の事情も異なるため、一律に自治会長宛てに送付することはできませんが、自治会長の了解を得た上で個別に申し出をいただいた場合は、送付先を自治会長宛てに変更しています。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
6	<p>【粗大ごみ処理場でふすまと障子を受け取るようにしてほしい】</p> <p>粗大ごみ処理場にふすまと障子を持って行ったが、受け取ってもらえなかった。捨てられるようにしてほしい。</p>	環境課	<p>各家庭から排出されるふすま、障子、ガラスサッシなどのごみは、建物の一部として建設廃材に該当するため、粗大ごみ処理場では受け入れができません。</p> <p>これらの建設廃材の処分につきましては、産業廃棄物として処分業者に個別に依頼していただくことになります。</p>
7-1	<p>【まちづくりについて】</p> <p>若い人が活気づく街づくりやルールが守られ市民生活が平穩に送れる街づくりについて考えを聞かせてほしい。</p>	企画政策課	<p>昨年度からスタートした市の最上位計画「第6次行田市総合振興計画」では、「いにしえと未来を紡ぐ 誇れるまち行田」を、10年後の将来都市像として設定しています。この実現に向けて、子どもや若者からお年寄りまで、全ての世代が快適に暮らせるまちづくりを進めてまいります。</p>
7-2	<p>市長が立候補される時に「行田のまちを500人以上が歩くまちづくり」を掲げていたが、とても大切なこと。若者がまちを歩いたり、観光地に滞在してもらったりすることが行田の活性化に繋がると考える。</p> <p>特に花手水やライトアップは良い企画であり、行田の良さを実感するとうれしい。市内に住む若者が街に出てくると、活気が出ると思う。</p> <p>土・日曜日は水城公園、忍城、さきたま古墳公園などに観光客が多く来ている。しかし、立ち寄れるおしゃれな飲食店などの店舗が少ない。観光資源に民活を取り入れてまちづくりをしたらよいのではないか。</p>	<p>企画政策課 農政課 商工観光課</p> <p>(市長)</p>	<p>おっしゃるとおりで、ようやく街なかを歩く人が増えてきたのかなと思います。以前は月に一度の開催だった軽トラ朝市も、形を変えて八幡通りで毎週日曜日に「行田はちまんマルシェ」として開催するようになりました。多くの人が歩く街になれば、次第に店ができてくるものと考えます。民間活力の導入については、こちらから働きかけたところで民間企業は採算が合わなければなかなかやってもらえないため、難しい面があるのかなと思います。</p> <p>さきたま古墳公園に隣接する「(仮称)さきたま市場」については、県との協議が終わり、今年中に建物の建設に取り掛かりたいと考えています。</p> <p>市街地の空き地や空き家、空き店舗を貸していただきたいということで一軒一軒回っていますが、なかなか応じてくれる方がいないのが現状です。今後、もっと賑やかになれば協力してくれる方も出てくるのではないのでしょうか。そのような中で、人と一緒になって触れ合える街を目指していきたいと思いますので、ぜひご協力をお願いします。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
7-3	<p>佐賀県武雄市は市立図書館の中にスターバックスコーヒーの店舗があり、本を読む人が増えた。また、甲府市には甲府城の隣のスペースに店舗を集めた場所があり、若者が買い物に来ている。行田市でも例えば忍城の駐車場を活用できないものか。</p>	<p>企画政策課 図書館  (市長)</p>	<p>私も武雄市に行って状況を見せてもらいました。図書館の年間利用者数は本市の約20万人に対し、武雄市は約70万人だそうです。カフェが併設されていることで相乗効果が期待できるのでしょうか。もっと利用者を増やすことが必要かなと思います。やれることがあればやりたいと思いますので、また何かありましたらご提言ください。</p>
8	<p><b>【忍川の道路沿いのフェンスの設置について】</b> 吹上橋と谷故橋の間(忍川の北側)は人家も多く、車の往来も盛んである。車のすれ違いの際は特に危険であり、簡易なフェンスがあれば運転が楽になると思う。</p>	<p>道路治水課</p>	<p>現在、忍川沿い道路については、現場状況に応じて、ガードレール、フェンス、柵、植栽等を設置していますが、フェンス等何も設置していない箇所も多くあります。 今後、市として地域の皆様のご意見を伺いながらフェンスや外側線等の検討をまいります。</p>
9-1	<p><b>【持続可能な自治会運営について】</b> 自治会長の後任を見つけることが極めて困難な状況にある。依頼して断られる第一の理由は、「大変だから」ということである。 市の関係業務、例えば市報ぎょうだ等の配布物の各家庭配布、交通災害共済加入の個別加入、民生委員等の推薦を自治会長に依頼しない等の施策を講じていただきたい。 自治会長の負担を減らすことが持続可能な自治会運営につながる。市関係から自治会に依頼する業務の縮減について、格段のご配慮をお願いしたい。</p>	<p>地域活動推進課</p>	<p>本市の更なる発展に向けたまちづくりにおきましては、市民との協働や住民による地域づくりが大きな役割を果たすところであり、地域コミュニティ活動の主体となる自治会の活性化及び自治会と市の連携が、今後、ますます重要になるところです。 市といたしましては、防犯・防災や地域福祉など行政だけでは解決が難しい課題に対して、引き続き自治会と連携して取り組みを推進してまいりたいと考えとともに、自治会長の負担軽減の必要性を認識し、今年度、市から依頼している配付物の見直しを行い、前年度と比較して約3割削減したところです。 今後も、市では、市民との協働のまちづくりを推進していく中で、自治会役員の皆様の負担を十分に踏まえ、行政と自治会の連携について自治会連合会と協議しながら、対応を検討してまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
9-2	<p>自治会長としての仕事はどのようなものがあるのか具体的に示していただくと良いと思う。これまで自治会長は仕事が多く大変そうだと思っていたが、実際に引き受けたところ、それほど大変ではないという気がしている。具体的な仕事のマニュアル(一覧)があれば教えてほしい。</p> <p>市の発展のための施策を推進してほしい気持ちはあるが、費用がかかることなので、全てをやるのは不可能である。そこで優先順位を決めて取り組んでほしい。優先順位が最も高いのは生命に関わることであると考える。</p>	<p>地域活動推進課  (市民生活部長)</p>	<p>新たに自治会長になられた方にとっては、どのような仕事があるかが分からないと思います。地域によって仕事内容は異なりますが、市からお願いするものはほとんど同じです。No.9-1のご質問に例示されている交通災害共済加入の個別加入、民生委員等の推薦などは、地域のことを最もよくご存じである地域の方にお願ひせざるを得ません。また、ご協力いただいている配布物についてもNo.9-1の回答にありますように見直しを図りまして、前年度と比較して約3割削減しました。これまでは新任自治会長向けの研修を実施していましたが、新型コロナウイルスの影響によりこのところ実施できていません。マニュアルについては検討しますが、研修時に使用していた資料などがあれば提供できると思います。</p> <p>自治会に求めるものは何かと考えたときに、やはり災害時の見守り等だと思います。他の業務は削減できる部分はあるかもしれませんが、災害時の声掛けなどは身近なところに行らっしゃる自治会の皆様をお願いすることになりますので、今後ともご協力のほどお願いします。</p>
9-3	<p>定年退職をした人でも再雇用等で仕事をしている人が多く、それを理由に自治会長の就任を固辞されてしまう。仕事を持っている中での自治会長の役割をこなすのは大変である。そこで、せめて市からの配布物を2回から1回にし、負担を半減してもらいたい。</p>	<p>地域活動推進課  (市民生活部長)</p>	<p>配布物の回数を減らすことについては、これまでも検討をしています。今回のご意見は自治会連合会にも伝え、どのようにしたら自治会長の負担が削減できるのか研究してまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
10	<p>【空き家問題について】</p> <p>地区内に空き家があり、樹木が隣地に入り込んで苦情が出ている。</p>	建築開発課	<p>当該空き家については、所有者に対し「行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、過去5回にわたり書面による改善指導を実施しました。しかしながら、その後の改善が見られなかったことから、昨年11月に対面指導を実施しました。この対面指導により、空き家所有者に適正管理の必要性をご理解いただき、今年1月に当該空き家の敷地内にあった全ての樹木の伐採及び除草が行われていることを確認したところです。</p> <p>今後におきましても、当該空き家が適正に管理されているか、現地パトロールなどにより注視してまいります。</p>
11	<p>【水城公園のアーチ看板の撤去について】</p> <p>水城公園の天満側入口に建っているアーチ看板を撤去してほしい。</p>	管理課	<p>水城公園にあるアーチ看板につきましては、埼玉県屋外広告物条例に基づき、管理者に対し、平成27年から文書による行政指導や直接対面して撤去依頼を繰り返し行ってきたところです。</p> <p>管理者に撤去を求める指導の他、早期の解決を図るため、平成31年からは看板の点検や法律相談などの実施により市が撤去することも含め交渉を行ってまいりましたが、未だ解決には至っていません。</p> <p>今後におきましても、管理者に対し粘り強く交渉を行ってまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
12	<p>【資源物の収集について】</p> <p>ビン、缶などを分別することなく、市で一括して収集してほしい。</p>	環境課	<p>ビンや缶などの資源物の収集につきましては、平成3年の資源物収集開始以来、地域で分別を行っていただき、分別された資源物を収集業者が収集するという役割分担のもと、地域にも了解をいただいた上で実施されています。分別を全て市で行うこととした場合、新たに生じる行政コストの問題もありますが、各家庭でごみを分別していただくことは、環境問題に対する啓発効果も大きいと考えておりますことから、引き続き分別のご協力をお願いします。</p> <p>なお、各地区において一つ一つのコンテナの分別状況を検品していただく必要はありません。</p>
13-1	<p>【空き家について】</p> <p>当地区には空き家が多く、特に壊れている家が数カ所ある。台風時など風が強いと屋根の部分が飛ばされ、道路に釘やトタンが落ちて大変危険な状態である。けが人が出ないよう、早急に壊れかけている家への対応をしてほしい。</p>	建築開発課	<p>空き家の管理は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に所有者等が自らの責任において空き家を適切に管理することが規定されています。</p> <p>当該空き家については、その所有者の代表相続人に対し、「行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、文書及び対面による改善指導を計11回実施してまいりました。しかしながら、その後の改善が見られなかったことから、今年2月に「同法」に基づき、当該空き家所有者の関係親族を調査し、その親族全員に文書による改善指導を実施したところです。</p> <p>この指導により、代表相続人に適正管理の必要性をご理解いただき、今年3月には当該空き家を解体する旨の意向であることを確認しましたが、諸般の事情により解体が進まない状況となっています。</p> <p>今後におきましても、早期に危険な状態が解消するよう、代表相続人に対する指導を継続してまいります。</p>



No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
13-2	<p>2～3週間前に雨風が強い日があり、屋根が飛び道路に落下した空き家がある。その空き家の代表相続人に実際に見てもらった。市報ぎょうだ6月号の「老朽空き家等を解体する場合に最大で30万円を補助する」という記事のコピーを渡し、市に相談するように伝えた。台風のシーズンがやってくるが、けが人が出てからでは遅いので、行政代執行なども視野に入れて検討してもらいたい。</p>	<p>建築開発課  (建設部長)</p>	<p>当該家屋については、現地を確認済みです。屋根が潰れて窓も割れており、老朽空き家であるといえます。ただし、代表相続人が交渉先となっており、私財については行政が手を出すことができません。最後の手段として行政代執行がありますが、空き家対策特別措置法に定める特定空き家であると認定されないと、行政代執行をすることができません。当然費用がかかることでもあるため、空家等対策協議会において委員の意見を聞いて決めることになります。当該家屋においては所有者が特定されていることから、補助金を活用していただくなどし、早急な解決を推進していきたいと考えています。</p>
14	<p><b>【蒸気機関車について】</b> 市民プールの隣にある蒸気機関車が錆びたり、鉄板が一部はげたりしている。次世代につなげる貴重な文化遺産であり、観光に来た人が時々写真を撮っている姿も見かける。修理の検討をお願いしたい。</p>	<p>都市計画課</p>	<p>本丸児童公園にある蒸気機関車は、昭和47年1月に当時の日本国有鉄道高崎鉄道管理局から、教育等の展示資料に使用するものとして市が無償で借り受けているものです。修繕には、アスベストの除去や塗装工事など約2,600万円と多額の費用を要することから、実施できていない状況です。</p> <p>市としましては、蒸気機関車の維持管理について東日本旅客鉄道(株)と協議するとともに、クラウドファンディングやふるさと納税などを活用した財源確保策を幅広く調査しているところです。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
15	<p>【自治会活動について】</p> <p>行政関係の方(OBも含む)の自治会活動の積極的な参加を希望する。</p>	人事課	<p>少子高齢化の進展や人口減少社会の到来等に伴い、地域社会の衰退が懸念される中、自治会活動は住民同士の絆を育むとともに、地域の活性化に大きく寄与しており、市職員も市民の一人として、積極的にまちづくりに関わる必要があります。</p> <p>本市のまちづくりには自治会活動の充実が不可欠であり、市民全体の奉仕者である市職員が積極的に地域活動に協力することで、市民との協働の推進や地域の活性化が図られるとともに、職員のコミュニケーション能力の向上や意識変革が図られ、ひいては市民サービスの向上にもつながるものと考えています。</p> <p>引き続き、地域活動推進課とも連携を図りながら、職員が積極的に自治会活動へ参加するよう努めてまいります。</p>
16	<p>【ときわ通歩道橋の修理について】</p> <p>バスターミナル前のときわ通にかかる歩道橋の市役所から見て左側を上げて左に穴がある。忍小学校の児童が通学に使用しており、早々の修理をお願いする。</p>	道路治水課	<p>ときわ通歩道橋の修理につきましては、5月31日に業者へ依頼しました。現在、材料を手配しており小学校の夏休み期間に着手し、7月31日までに完了する予定です。それまでの間、穴の開いている箇所を防食テープで応急処置を行います。応急処置は6月17日までに完了します。</p>
17-1	<p>【秩父鉄道の踏切について】</p> <p>市役所から谷郷に向かう県道(カフェコロラド先)の秩父鉄道踏切は忍小学校の通学路で毎日40～50人の小学生が通る。非常に危険なため、以前から要望しているが、今後どのような計画があるのか、具体的な回答をいただきたい。</p>	道路治水課	<p>当該踏切については、令和元年度に踏切東側の前後について一部歩道を整備し、昨年度は通学路の合同点検を踏まえ、当面の対策として車両と歩行者の通行帯を明確にするため、グリーンベルトを設置して通学路の安全確保に努めてまいりました。</p> <p>また昨年度、踏切西側の拡幅について秩父鉄道(株)と協議したところ、踏切拡幅には踏切前後の歩行スペースの連続性が要件となるため、西側の拡幅は、道路に住宅が近接しているため用地の確保等、困難な状況となっています。</p> <p>今後につきましては、踏切東側の拡幅について、忍小学校、秩父鉄道(株)及び埼玉県等と協議、調整し、通学路の安全対策を検討してまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
17-2	<p>車両が双方向から往来すると、グリーンベルトにかかってしまい安全ではない。現在、事故が起きていないのは、谷郷地区の3名のボランティアの方が登下校時に見守りを行っているからである。しかし、80歳を超えているため、数年経つとボランティアの方がいなくなるであろう。そのため、踏切の拡幅工事についての具体的なスケジュールを回答してほしい。</p>	<p>道路治水課  (建設部長)</p>	<p>熊谷方面(持田駅)側には民家が建っており、連続して歩道になる空間がありません。しかしながら行田市駅側の用地については谷郷地区方面側・市役所方面側とも買収が済みであり、あとは踏切を行田市駅側に延ばせば一定の歩行空間の確保ができるということで進めています。ただ、それには秩父鉄道との協議の必要がある他、費用の問題もあります。費用に関しては国または県から補助金ないしは交付金が出るということなので、調べているところです。熊谷方面側を通行している児童・生徒がおり危険ですが、ボランティアの皆様の立哨のおかげで今日まで安全に通行ができているということは事実です。</p> <p>市としましては、行田市駅側の取り付け道路の拡幅工事が完了しているため、そちらにシフトして踏切を延長したいと考えています。いつまでに実施するかということについては、この場で具体的なスケジュールを申し上げられる段階ではなく申し訳ありませんが、なるべく早い実現に向けて調整をしてみたいと考えています。</p>
17-3	<p>具体的な回答がなかったので残念である。市の幹部の方には、登下校の時間帯に子供たちがどのように通学しているか、車両がどのように往来しているかをよく見てほしい。</p>	<p>道路治水課  (市長)</p>	<p>車両がすれ違うのも大変なくらい道幅が狭いです。副市長と担当者とともに市内全域の通学路の点検を行い、その際に危険個所の確認を行いました。当該踏切については拡幅の必要性を感じており、予算の組み方や秩父鉄道(株)との協議の方法などを検討しています。実際に最も危険な通学路は当該箇所です。秩父鉄道(株)との話し合いの中で方向性をきっちり見出していきたいと思います。現在のところ、いつ実施するかを申し上げられる状況にありませんが、ご理解のほどお願いします。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
18-1	<p>【忍川の環境整備、安全管理について】</p> <p>県の管轄と聞いているが、行田市からの要求はどのようなになっていて、どの程度実現されているのか知りたい。</p>	道路治水課	<p>本市では令和元年台風19号において、忍川の浸水被害が発生したため、埼玉県に対し、令和元年10月24日及び令和2年2月12日に浸水対策として河道の拡幅並びに調節池の整備について要望書を提出しました。その後、埼玉県では「忍川浸水対策重点地域緊急事業」の事業認可を令和3年3月に取得し、現在、忍川下流部の河道拡幅と調節池の整備を推進しています。</p> <p>また、現状忍川河道内に土砂や草木の繁茂等が見受けられることから、本年5月24日に埼玉県行田県土整備事務所に対し、河川の浚渫等についての要望書を提出したところです。</p> <p>なお、忍川の快適な歩行空間の創出や河川環境の整備等の河川改修事業について、行田県土整備事務所を確認したところ、平成20年度から実施されてきた「水辺再生100プラン」、「川のまるごと再生プロジェクト」及び「川の国埼玉はつらつプロジェクト」が平成30年度に完了したため、現在のところ今後の計画は未定とのことです。</p>
18-2	<p>①No.18-1の回答で平成20年度から実施されてきた各プロジェクトが平成30年度に完了したため、今後の計画は未定となっているとのことであるが、今後この河川環境の整備はやらないということか。</p> <p>②No.18-1の回答で草木の繁茂等が見受けられることから、行田県土整備事務所に河川の浚渫等についての要望書を提出したとあるが、草木の繁茂については改善する予定なのか。</p>	道路治水課 (建設部長)	<p>①行田県土整備事務所によると、谷故橋近辺は河川断面の工事が完了しており、新たな護岸工事等は行わないとのことです。</p> <p>②河川改修とは河道の断面を改良することであり、草木の繁茂等の改善とは河川の「維持」を行うことです。例えば河道の中や川底などから草が生えている、土砂が堆積している状況を改善することが、河川の維持にあたります。No.18-1の回答にあるように現地を踏査して5月24日に行田県土整備事務所へ浚渫等の要望を行いました。なお要望区間は、上流は持田・小敷田地内の小菅新橋から下流に向い長野地内の吾妻橋までです。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
18-3	いつ、どこを浚渫するなどという計画は公表されるのか。	道路治水課  (建設部長)	今回提出した要望書の内容について実施することになりましたら、「いつから」「どこからどこまで」ということを自治会長を通じてお知らせします。
19	<p>【防災ガイドブックの配布について】</p> <p>先日、全世帯に向けて「防災ガイドブック」が配布された。内容は非常に良いが、各世帯に配布する際にはサイズが大きすぎる。郵便受けに入り切らずに雨に濡れてしまったという苦情もあった。次回作成時には、配布時のことも考えてサイズを決めてほしい。</p>	危機管理課  (市民生活部長)	<p>配布に際しては、大変なご苦勞をお掛けし申し訳ありませんでした。過去に配布したものについては、何かの書類に埋もれてしまい、いざという時にどこにあるか分からないという状態だったと思われ、令和元年の台風第19号の時に避難をする際などにその存在は忘れられていたと考えられます。</p> <p>市では今回改めて防災対策を講じるのに当たり、内容を見直すとともに、家庭において忘れてしまわれぬようにということで、目立つように黄色い色、他の書類に紛れ込まないようにあのサイズとなりました。これが市民の皆様の今後の安心安全に繋がればと考えています。各家庭でどうかご活用いただきたいと思ひます。</p>
20	<p>【矢場一丁目地内の職員駐車場について】</p> <p>市職員が車を止めている矢場一丁目地内の駐車場が、ある日突然移転してしまい、驚いた。どこへどう理由で移転したのか、差し支えない範囲で教えてほしい。</p>	人事課  (副市長)	<p>県道128号から南側、旧エコスの駐車場がありました奥の方に駐車場を2カ所用意でき、移転をしました。市役所に近くなったり、県道を渡らずに済むようになったということで便利になったようです。</p>
21	<p>【市役所西側の職員駐車場について】</p> <p>市役所西側の職員駐車場は、土・日曜日などは観光客などが自由に止められるようになっていたが、現在「私有地につき契約者以外は止められません」という旨の注意書きが貼ってある。どのような事情でそうなったのか。</p>	人事課  (副市長)	<p>今までどおり土・日曜日にはご利用になれます。先日、土・日曜日に産業文化会館で行われたイベントでもご利用いただくようご案内しました。ただし、各駐車スペースごとに割り当てているため、平日にお止めになる方がいると、職員が止められなくなってしまうため、あのような表記になったものです。誤解が生じているようでしたら、表記を検討したいと思います。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
22	<p><b>【郷土博物館での売店設置について】</b></p> <p>都内の博物館などでは出口付近にミュージアムショップがあるが、郷土博物館内にもちょっとした土産や飲み物を売るような売店を設置できないか。各観光地で土産売り場を設ければ、お金を使ってもらえる機会ができると考える。</p>	<p>郷土博物館 商工観光課</p> <p>(市長)</p>	<p>郷土博物館内では物を売れないことになっているため、外の自転車置き場の辺りの広いスペースを活用できればよいと思っています。観光物産館「ぶらっと♪ぎょうだ」などを運営する(一社)行田おもてなし観光局の売り上げは、前年対比で4倍近くアップしました。せめて土・日曜日だけでも何か販売できないかと考えています。</p>
23	<p><b>【水城公園の池の管理について】</b></p> <p>水城公園の池の水が藻だらけになっている。どうやら藻を食べてくれるソウギョを外来種であることを理由に捕獲してしまったことが原因らしい。そのため、慌てて30センチメートルぐらいのソウギョを放流したものの、鵜に食べられてしまったようである。このまま夏になると藻が腐ってしまう。せっかくの観光資源を有効に活用するためには、専門家に聞くなどして実施すべきである。</p>	<p>都市計画課</p> <p>(市長)</p>	<p>池の状態が特に酷かったのは、コミュニティセンターみずしろ前の小さい池でしたので、春先に業者に依頼して藻などを取り除いてもらいました。また現在は、あおいの池が最も酷いのですが、今年度杭と同時に整備を行うことになっています。ソウギョがどれほど効果があるのかは分かりかねますが、よく調べたり専門家の意見を伺ったりしながら改めて検討してまいります。</p>